

# 住宅型有料老人ホームいきいき館入居契約書

表題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約(以下「本契約」という。)を締結します。

この証として、当事者は本契約2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有します。

## 〔1〕 契約の開始年月日

契約締結日	令和 年 月 日
入居予定日	令和 年 月 日

## 〔2〕 契約当事者の表示

入居者名	入居者 氏名 (男・女)(明治・大正・昭和 年 月 日生れ)
事業者名	法人名 有限会社 いきいきケアサポート 代表者名 田中 穂積 住所 鹿児島県鹿屋市王子町3958番地7

## 〔3〕 「契約当事者」以外の関係者の表示

身元引受人 (連帯保証人)	氏名 住所 入居者との間柄(具体的に )
------------------	----------------------------

## 〔４〕施設概要

施設名称	住宅型有料老人ホーム いきいき館
施設の類型及び表示事項	住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態；利用権方式 利用料支払方式；月払い方式 入居時の要件；入居時自立・要介護 居室区分；個室（２０室） 介護保険；在宅サービス利用可
開設年月日	平成２４年６月２０日
所在地	〒８９３－００２３ 鹿児島県鹿屋市笠之原町３５６９番地１ TEL ０９９４－４５－６５１２ FAX ０９９４－４５－６５１１
敷地概要（権利関係）	敷地 １９９９，５８㎡ 事業主体 有限会社いきいきケアサポート
建物概要	延べ床面積 ６２０，２８㎡ 木造 平屋建 事業主体 有限会社いきいきケアサポート
居室	居室 ２０室  居室面積 １３，１１㎡  付属設備等：トイレ・洗面化粧台・タンス ベッド・棚
付属設備等	トイレ・浴室・ナースコール・テレビ回線 冷暖房装置・緊急通報装置・ベット・スプリンク ラー等

〔5〕費用の内容

	月払いの利用料	
内 訳	支払方法	管理規程による
	管理費	月 額 18,000円 共用施設の維持・管理費・事務管理部門の人件費及び事務費、居室の電気代、水道料金、共用施設の電気代、全保険料金代、共用施設のトイレトペーパー・消耗品等の日常生活支援に係る使用料に充当「生活相談・助言サービス」「生活サービス」別表-5・6
	食 費	朝食；235円 昼食：550円 夕食：500円 昼食；おやつお菓子等を含む 食事代は、欠食実績に基づき清算されます。 (前日までに申し出が必要です) 30日の場合は 38,550円
	家 賃	居室(13,11㎡) 20室  月 額 33,000円  土地代・建設費・固定資産税・修繕費等を基礎として算出しています。 入居時より日割り計算可 「費用一覧表」別表-7
	その他	自費によるもの オムツ代 レクレーション費 受信料 その他 「費用一覧表」別表7

## 第1章 総則

(目的)

第1条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法、介護保険法、その他関係法令、鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針及び社団法人全国有料老人ホーム協会が定める倫理綱領を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し次の各号に掲げる目的施設を利用する権利を与え各種サービスを提供します。

- 1、表題部(4)記載の目的施設の利用
- 2、本契約第4条に定める各種サービス

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める各種サービスの提供に係る費用の支払に同意します。

(目的施設の表示)

第2条 入居者が居住する居室及び共用する施設(以下、「目的施設」といいます。)は、表題部(4)に定めるとおりとします。

(利用権方式)

第3条 本契約の規程に従い、居住を目的として目的施設を利用することができます。介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら居室での生活を維持することができます。

- 2 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為はできません。
  - 1、居室の転貸
  - 2、他の入居者が居住する居室との交換
  - 3、その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

第4条 事業者は、入居者に対して、前条第1項に定める利用権に付帯する権利として、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 1、生活援助
  - 2、健康管理
  - 3、食事の提供
  - 4、生活相談、助言
  - 5、生活サービス
  - 6、レクリエーション
  - 7、その他の支援サービス
- 2 事業者は、入居者のために、医師に対する往診の依頼、通院の付き添いや入院の手続き代行等受領の援助はおこないますが費用等を含め入居者の負担となります。

(管理規程)

第5条 事業者は、本契約の詳細等を規程する管理規程を作成し、入居者・事業者共にこれを遵守するものとする。

2 前項の管理規程は、本契約に別に定める事項のほか、当該各号の項目を含んだものとしします。

1、居室数

2、本契約に定める各種サービスの内容及び費用負担の内訳

3、入居者が医療を要する場合の対応は協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び所在地・交通の便、診療料目及び具体的協力内容等

4、事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的対応方法、及び、定期的におこなわれる訓練等の内容

3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲内で、事業者において改定できるものとしします。この場合、事業者は、本契約第8条(運営懇談会)に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで行うものとしします。

(施設の管理、運営、報告及び地域との協力)

第6条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して、目的施設の維持管理をおこなうと共に本契約に定める各種サービスを提供し、入居者のために必要な諸業務を処理して施設の運営をおこないます。

2 事業者は以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し、2年間保存します。

1、利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録

2、入居者に提供した本契約第4条に規程するサービスの内容

3、緊急止むを得ず行った身体拘束の態様、理由、時間その際の入居者の心身の状況

4、第4条のサービスの提供に関して生じた入居者及び家族の苦情の内容

5、第4条のサービスの提供により、入居者に事故が発生した場合の状況及びとった処置の内容

3 事業者は、施設の運営とサービスの提供にあたっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携に努めるとともに、地方自治体が実施する相談又は苦情処理等の事業に協力するよう努めます。

(入居者の権利)

第7条 入居者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。入居者は、これらの権利を行使することにより、事業者から不利益な扱いを受けたり、差別的待遇を受けることはありません。

1、入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重される。

- 2、入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録を閲覧することができるが入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がないかぎりには閲覧させることはありません。入居者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開されることはありません。
- 3、入居者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業者に委託する場合には、その管理方法、定期的報告等について、事業者とあらかじめ協議して委託する。入居者又は身元引受人は、定期的報告をいつでもその管理状況の報告を事業者に求めることができる。
- 4、入居者は、緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限されることはありません。

(運営懇談会)

第8条 事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場としていきいき館運営懇談会を設置します。

2 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程等に次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。

- 1、会の詳細のメンバー
- 2、第三者委員会
- 3、要介護状態にある入居者の身元引受人に対する連絡方法等

(苦情処理)

第9条 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、前項による苦情受けの手続き及び記録方法等について管理規程等で定め、入居者からの苦情等の適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者から本条第1項に基づく苦情申し立てに対応する責任者を予め定め、入居者からの苦情申し立てに迅速かつ誠実に対応します。

4 事業者は、入居者が苦情申し立てを行ったことを理由として何らの不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失ある場合には賠償額を減ずることがあります。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録をします。

(秘密保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

## 第2章 提供されるサービス

(生活援助)

第12条 共同生活に支障のないように提供される入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の支援又は世話、機能訓練及び療養上の世話。また、入居者に対してより介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の在宅サービス等を利用しながらホームでの生活を維持することが可能です。

(健康管理)

第13条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者が健康を維持するよう助力支援します。

- 1、入居者が1年に2回の定期健康診断を受ける機会を設ける。
- 2、医師又は看護師等による健康相談及び医師による健康診断を実施する。
- 3、協力医療機関・協力歯科医療機関を定めるとともに、その具体的協力内容を文書で定める。
- 4、入居者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関・歯科医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関・歯科医療機関との連絡・紹介・受診手続・通院介助等の協力を行う。

(食事)

第14条 食事に関する事項を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に食事を提供します。

- 1、事業者は、原則としてホーム内の食堂において、毎日入居者に1日3食の食事を提供する体制を整える
- 2、事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供する

(生活相談、助言)

第15条 生活相談、助言の事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて入居者に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。

- 1、事業者が一般的な対応や照会ができる相談や助言

- 2、専門的な相談や助言のために事業者が入居者に紹介できる専門家や専門機関の概要と、これらを利用する場合の費用の概要

(生活サービス)

第16条 次に掲げる事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて一般的に対応できる生活必需品の購入、公租公課等納付の代行、届出や手続きの代行等各種の生活サービス

- 1、事業者が一般的に対応できる、入居者の生活必需品の購入、代金の立替払い、公租公課等の納付の代行、官公署等への届出や手続きの代行等への内容

- 2、身元引受人への連絡

(レクリエーション等)

第17条 事業者が一般的に対応できる事項を管理規程に定め、運動・娯楽等のレクリエーション等を提供します。

- 1、事業者において一般的に対応できる、運動・娯楽等のレクリエーションの内容

- 2、事業者が紹介できるホーム外のレクリエーション等の概要と、これを利用する場合の費用の概要

(その他の支援サービス)

第18条 事業者は、本契約に定める前条までのサービス提供以外のサービスを管理規程に定め、その他のサービスを提供します。

- 1、事業者が施設において一般的に対応できる、その他の支援サービスの具体的内容

### 第3章 使用上の注意

(使用上の注意)

第19条 入居者は、目的施設及び敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第20条 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 1、銃砲刀剣類、爆発物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管する
- 2、テレビ、ステレオ等の操作、その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与える
- 3、排水管その他腐食させるおそれのある液体等を流す

- 2 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次

の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- 1、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物以外の犬・猫等の動物を目的施設又はその敷地内で飼育する
  - 2、居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置く
  - 3、目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う
  - 4、管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う
- 3 入居者は、目的施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。
- 1、入居者が1ヵ月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払とその負担方法
  - 2、入居者が第三者を付き添い・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の各種費用の支払と負担方法
  - 3、事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項
- 4 入居者が、第1項から第3項の規定に違反もしくは従わず、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該の第三者に対して損害賠償責任が生ずる場合があります。

(修繕)

第21条 事業者は、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。

- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめその旨を入居者に通知することとします。この場合において、入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、居室内における軽微な修繕について、事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定めることとします。
  - 1、以下の修繕が入居者の負担となるか、事業者の負担となるかの定め  
ア、窓ガラスの取替え  
イ、カーテン等の取替え  
ウ、電球、蛍光灯の取替え  
オ、給水栓の取替え  
カ、排水栓の取替え

- 2、その他軽微な修繕の内容と修繕費用の負担についての定め
- 3、前2号のそれぞれの修繕を、入居者が事業者の承諾なく行うことができるか否かの定め

(居室への立ち入り)

第22条 事業者は、目的施設の保全、衛生管理、防犯、防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2、事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち立った時は、立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。

## 第4章 費用の負担

(月払いの利用料)

第23条 入居者は、事業者に対して、表題部に記載する月払いの利用料を支払うものとします。その詳細については、管理規程に定めます。

2 事業者は、前項の月払いの利用料を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。

1、月払いの利用料により徴収される費用の具体的内容や考え方

ア、第6条第1項に関して利用料に含まれる費用

イ、第12条に関して利用料に含まれる費用

ウ、第13条に関して利用料に含まれる費用

エ、第15条に関して利用料に含まれる費用

オ、第16条に関して利用料に含まれる費用

カ、第17条に関して利用料に含まれる費用

キ、第18条に関して利用料に含まれる費用

ク、その他月払いの利用料として徴収される費用

2、月払いの利用料の支払方法

ア、長期不在の場合、利用料の減額の有無及びそれについての考え方

イ、利用料の支払が当月分か翌月分かの考え方

ウ、利用料の支払が毎月いつまでにどのような方法で行われるかの考え方

エ、事業者から入居者への請求内訳の送付の時期

① 本条に定める費用について、1ヶ月に満たない期間の費用は、

1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。

(食費)

第24条 入居者は、第14条により事業者から食事の提供を受けた場合には、事業者に対して、事業者が管理規程に定める食費を支払うものとします。

2 事業者は、前項の食費を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。

1、食費に含まれる費用や内容の考え方

2、食費の支払方法

ア、食費は前月分の喫食実績により徴収するかどうかの考え方

イ、食費の支払が毎月いつまでどのような方法で行われるべきかの考え方

ウ、事業者から入居者への請求内訳の送付の時期

(その他の費用)

第25条 事業者は、管理規程において、次に掲げる事項を含む各種の費用が入居者の負担となるのか等の詳細を明記するものとします。

1、入居者が居室で使用する水道・電気・冷暖房等の使用料

2、その他あらかじめ事業者が定めた料金表に基づき、入居者の希望により事業者が提供した各種サービスの利用料

2 事業者は、前項の第1号から2号までの費用のうち、入居者が支払うべき費用について、あらかじめ内訳を送付するものとします。

(費用の改定)

第26条 事業者は、第23条及び第24条の費用並びに第25条の入居者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。

2、事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。

3、本条第1項の改定にあたっては、事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知します。

## 第5章 契約の終了

(契約の終了)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

1、入居者が死亡したとき(入居者が2名の場合は両者とも死亡した時)

2、事業者が28条に基づき解除を通告し、予告期間を満了したとき

3、入居者が第29条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第28条 事業者は、に入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって、維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。

- 1、入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
  - 2、月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
  - 3、第20条の規定に違反したとき
  - 4、入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、危害の切迫した恐れがあり、事業所における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。
- ア 解除通告中に入居者の移転先については、入居者や身も引き受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保に協力する

(入居者からの解約)

第29条 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届けるものとします。

- 2、入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

(明渡し及び原状回復)

第30条 入居者と身元引き受人等は、第27条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明渡しこととします。

- 2 入居者は、前項の居室明渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗を除き、居室を原状回復することとします。
- 3 入居者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者がその費用の負担で行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(財産の引取り等)

第31条 事業者は、第27条による本契約の終了後における入居者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

- 2 入居者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日の翌日から起算して30日以内に、入居者の所有物を引き取るものとします。

- 3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項による引取り期限を書面によって通知します。
- 4 事業者は、前項による引取り期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、入居者又は入居者の相続人その他の承継人がその所有物等を放棄したものとみなし、事業者において入居者の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第32条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明渡しの日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第27条第1号の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

## 第6章 身元引受人

第33条 入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 前項の身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に務めるものとします。
- 4 事業者は、入居者が要介護状態にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
- 5 身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受けを行うこととします。

(事業者へ通知を必要とする事項)

第34条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規程に規定された事業者への通知の必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者へ通知します。

- 1、入居者若しくは身元引受人の氏名が変更したとき
- 2、身元引受人又は第37条に定める返還金受取人が死亡したとき
- 3、入居者若しくは身元引受人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申し立て(自己申告を含む)、強制執行・仮差押・仮処分・競売・民事再生法等の申し立て

を受け、若しくは申し立てをしたとき

4、入居者が、「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

(身元引受人の変更)

第35条 事業者は、身元引受人が前条第2号ないし第3号の規定に該当する場合には、入居者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することができます。

2 入居者は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人を立てるものとします。

(入居途中の契約当事者の追加)

第36条 入居者が本契約締結時又は入居後単身にて居住している場合に、入居者は、事業者に対して、追加の契約当事者(以下「追加入居者」という。)を申し出ることができます。ただし、事業者はこの申し出を拒否することができます。

2 追加入居者は、目的施設の利用及び各種サービスを楽しむ、直接本契約に定める義務を負います。また、入居者と追加入居者は、本契約に基づく金銭債務につき互いに相手方の連帯債務者となります。

3 事業者が追加入居者の申し出を承諾する場合には、入居者及び事業者は協議のうえ次に掲げる事項の詳細について、別に追加契約を文書にて締結することとします。

ア、追加入居者の有する権利及び負うべき義務の内容

イ、追加入居者の入居に際して支払うべき費用の額とその内容

ウ、追加入居者の入居により支払うべき第23条から第25条に規定する費用の額とその考え方

エ、追加入居者の契約終了よりも先に第27条により入居者の契約が終了場合の返還金の考え方

## 第7章 その他

(入居契約締結時の手続き)

第37条 入居者から申し込みがなされ、入居審査を経て事業者の承諾がなされた後、契約当事者間において入居契約が締結されます。本契約締結後、入居者は、事業者に対し、表題部に定める費用を支払うものとします。

2 事業者は、本契約締結に際し、入居者が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕をもって、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名捺印して、それぞ

れがこれを保管することとします。

(費用計算起算日の変更)

第38条 事業者は又は入居者が、表題部記載の各種の起算日の変更を希望する場合はその旨を直ちに相手方に書面によって通知するものとし、協議を行うこととします。

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は相互に協議し、誠意をもって処理することとします。